

コロナ禍における税務対応 Q&A 大連市における実務対応

2021年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

大連事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所が現地会計事務所 上海徳勤税務師事務所有限公司 大連分所に作成委託し、2021年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび上海徳勤税務師事務所有限公司 大連分所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび上海徳勤税務師事務所有限公司 大連分所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・大連事務所
E-mail：PCD@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a stylized, bold, serif font.

目次

Q1：コロナ禍における駐在員の個人所得税に関する処理.....	1
Q2：新しい税法に基づく居住者の個人所得税に関する処理.....	4
Q3：大連市の住宅積立金関連の政策変更に伴う対応.....	5
Q4：小規模納税者および一般納税者の選択および優遇税制.....	6
Q5：企業所得税申告表の変更による 2020 年度（2020 年 1～12 月）の企業所得税 確定申告への影響.....	9
Q6：増値税専用発票の電子化に伴う対応.....	10
Q7：コロナ禍における税制優遇策.....	11

コロナ禍における税務対応 Q&A 大連市における実務対応

Q1：コロナ禍における駐在員の個人所得税に関する処理

質問：

当社には日本本社から中国に派遣された駐在員がおり、2020年初には居住者として中国で個人所得税を計算・納付した。2020年春節の前に日本に帰省した後、コロナのため、ずっと日本に滞在している。2020年6月末まで中国には戻らず、日本における滞在期間では、当社のために勤務している。中国国内に在職中の給与は、それぞれ中国の雇用者と日本本社より支払われる。2020年度の各月の給与は通常どおりに支払われ、居住者として中国にて全額の個人所得税を納付した。このような駐在員が2020年度中国における納税者の種類をどのように認定するか。2020年度の個人所得税を調整する必要があるか。どのように調整するか。

回答：

法規：

- 「中華人民共和国個人所得税法(2018年改訂)」(中華人民共和国主席令第9号、以下「9号令」)には、「一、中国国内において住所を有する、または住所を有さないが、一納税年度内において中国国内に累計183日以上居住する個人は居住者個人という。居住者個人が中国国内および国外より取得した所得は本法に基づき個人所得税を納付する。」と規定されている。
- 「財政部 税務総局中国国内に住所を有さない個人の滞在日数判定標準に関する公告」(財政部 税務総局公告2019年第34号)には、「二、住所のない個人が一納税年度内において中国に居住する累計日数は、個人が中国国内に累計して滞留する日数で計算する。中国国内での滞留当日が満24時間となる場合、中国国内の居住日数として数え、中国国内滞留当日が24時間に満たない場合、中国国内の居住日数として数えない。」と規定されている。
- 「非居住者および住所のない居住者の個人所得税政策に関する公告」(財政部・税務総局公告2019年第35号、以下「35号公告」)には、「一納税年度内において、中国国内の滞在が累計90日を超えない非居住者個人について、国内における勤務期間、かつ国内雇用者が支払いまたは負担する給与・賃金所得に対してのみ個人所得税を計算し納付する。一納税年度内において、国内での滞在日数が累計90日を超えて183日未満の非居住者個人について、取得する国内勤務期間に帰属する給与・賃金所得は個人所得税を計算し納付する。国外勤務期間に帰属する給与・賃金所得は、個人所得税を課税しない。」と規定されている。

- 35号公告には、「五、住所のない個人に関する徴収・管理規定 (一)住所のない個人の国内居住予定期間に関する規定。住所のない個人が一納税年度内で初回申告する時、契約の約定等の状況に基づいて一納税年度内の国内滞在日数および租税条約に定める期間内の国内滞在日数を見込んで税額を計算し納付する。実際の状況と見込み状況が異なる場合、それぞれ下記の規定に基づいて処理する。「... 2.住所のない個人を当初居住者として判定し、滞在日数が短縮され居住者の条件に達しない場合、居住者の条件に達しない日から年度終了後の15日以内に、税務機関に報告し、非居住者として納付税額をあらためて計算して申告し、税額を追納するものとする。この場合、滞納金が徴収されない。税額の還付を申請する必要がある場合、規定に基づいて処理する。」と規定されている。
- 35号公告には、「一、(一)給与所得の源泉地に関する規定。個人が取得する中国国内(以下、「国内」)における勤務期間に帰属する給与・賃金所得を国内源泉給与・賃金所得とする。国内勤務期間は、個人が国内で勤務をした日数で計算され、実際の国内での勤務日数と国内勤務期間において国内、国外で享受した公休日、個人休暇、研修を受けた日数が含まれる。国内、国外の企業・機構で職務を兼任し、あるいは国外の企業・機構のみに勤める個人は、その国内の滞在が当日24時間未満の場合、国内での勤務日数を半日として計算する。」と規定されている。
- 35号公告には、「四、住所のない個人が租税条約を適用する場合、わが国政府が締結した二重課税の回避に関する条約、内地と香港、マカオとの間で締結した二重課税の回避に関する協定(以下、「租税条約」)の居住者の条項により、他方の締約国の居住者個人(以下、「他方の居住者個人」)は、租税条約および財政部、税務総局の関連規定に基づいて租税条約の待遇を享受することができ、租税条約の待遇を享受せずに計算し納税することもできる。」と規定されている。
- 「国家税務総局の『非居住者納税者が租税条約の待遇を享受する管理弁法』の公布に関する公告」(国家税務総局公告2019年第35号)には「第3条 非居住者納税者が租税条約の待遇を享受し、自己判断・申告享受・検査に備えた資料保管とのプロセスで実施する。」と規定されている。

大連市の実務：

実務では、駐在員は9号令における関連規定および2020年度中国国内における実際の居住日数等に基づき、2020年度の納税者の種類を認定する必要がある。中国国内に住所がある、または住所がないが、一納税年度内に中国国内の居住日数が累計183日に達した個人は、居住者個人となる。そうでない場合は、非居住者個人となる。

非居住者個人については、実際に中国国内に居住する日数に基づき、それぞれ公式1または公式2を適用し、国内で納税対象となる給与・賃金収入額を計算する必要がある。

- 非居住者個人が国内での滞在日数が累計90日を超えない場合、公式1を適用する。

公式 1：当月の給与所得額=当月の国内外の給与賃金総額×（当月の国内支払いの給与賃金の金額/当月の国内外の給与賃金総額）×（当月給与・賃金の対象勤務期間における国内勤務日数/当月の給与・賃金の対象勤務期間の公歴日数）

- 非居住者個人が国内での滞在日数が累計 90 日を超えて 183 日未満の場合、公式 2 を適用する。

公式 2：当月の給与所得額 = 当月の国内外の給与賃金総額 ×（当月給与賃金の対象勤務期間における国内勤務日数/当月の給与賃金の対象勤務期間の公歴日数）

中国と日本が締結した租税条約の条項に基づき、上記駐在員が 2020 年度において日本の税収居住者個人に該当する場合、租税条約および財政部、税務総局の関連規定に従い、租税条約の優遇を享受することができる。非居住者納税者が租税条約の優遇を享受する場合、届出と審査ルールは取り消され、「自己判断・申告享受・検査に備えた資料保管」の方式を採用して処理する。関連資料には、租税条約締結相手の税務当局が発行した非居住者納税者が所得を取得した当年度または前年度の居住者身分の証明書などが含まれる。非居住者納税者が自ら租税条約の優遇を享受する条件に合致するかを判断する場合は、納税申告の際に、または源泉徴収義務者を通じて源泉納税申告時に、自主的に租税条約の優遇を享受することができ、同時に関連規定に基づき関連資料を収集・保管し、検査に備え、税務機関の管理を受ける。住所のない個人が締結相手国の税収居住者個人であり、取得した給与・賃金所得が国内の雇用所得に関する租税条約の優遇を享受できる場合は、個人所得税を納付する必要がない。給与所得額の計算は上記の公式 1 を適用する。

上記の実務をふまえ、納税者は関連法規に基づき、状況を区分して、「居住日数」を適用するか、または「勤務日数」を適用するかに留意すべきである。コロナの影響により、2020 年度には駐在員の勤務日数が国内の居住日数を上回るケースがある。

また、住所のない個人を当初居住者と認定し、滞在日数が短縮して居住者の条件に達しない場合、実務において留意すべきことは、居住者の条件に達しない日から年度終了後の 15 日以内に、主管税務機関に報告し、非居住者として納付税額をあらためて計算・申告し、税額を追納または還付する必要がある。

Q2：新しい税法に基づく居住者の個人所得税に関する処理

質問：

1.当社は9月に入社する新卒者がおり、給与所得の個人所得税を源泉徴収する際、累計控除費用はどのように控除するか。年初から毎月5,000円の累計控除費用額を控除できるか。

2、当社は毎年1月にボーナスを支給する。一部の労働者に関しては、ボーナスを給与に合算して税金を納付する場合、1月には個人所得税を源泉徴収しなければならない。しかし、それらの労働者は年間の給与が6万円を超えないため、年末の確定申告時に税金還付が必要となる。上記の状況について、簡易的な解決方法があるか。

回答：

法規：

- 2020年7月1日より実施された「一部の納税者の個人所得税源泉徴収予納方式の調整に関する公告」（国家税務総局公告2020年第13号）には、「一、納税年度内に初めて給与、賃金所得を取得する居住者個人は、源泉徴収義務者は個人所得税を源泉徴収する時に、5,000人民元/月の当年度における給与取得当月までの月数を乗じて控除費用累計額を算出することができる。」と規定されている。
- 2021年1月より実施された「一部の納税者の個人所得税源泉徴収予納方式をさらに簡素化することに関する公告」（国家税務総局公告2020年第19号）には、「一、前納税年度の通年にわたり、各月同一企業が源泉徴収した給与・賃金所得に対する個人所得税、かつ年間の給与・賃金収入が6万円を超えない居住者個人に対し、源泉徴収義務者が当納税年度の個人所得税を源泉徴収する場合、累計控除費用は1月から年間の6万円に基づき計算する。すなわち、納税者の累計収入が6万円を超えない月度には、個人所得税を源泉徴収する必要がない。累計収入額が6万円を超えた当月およびその後の月度に対し、個人所得税を源泉徴収する。源泉徴収義務者は規定に基づき、納税者全員の源泉徴収および申告をしなければならない。《個人所得税源泉徴収申告表》にある該当する納税人の備考欄に、「前年度に毎月申告を実施しかつ年間収入が6万円を超えない」旨を記入する。」と規定されている。

大連市の実務：

- 1、上記法規に基づき、2020年7月1日より、初めて給与、賃金所得を取得する居住者個人に対し、源泉徴収義務者は個人所得税を源泉徴収する時に、5,000人民元/月の当年度における給与取得当月までの月数を乗じて控除費用累計額を算出することができる。初めて給与、賃金所得を取得した居住者個人とは、納税年度の最初の月から入社時まで、賃金、給与所得または連続的な労務報酬を取得していない居住者個人をいう。新しい会社に入社する前に、給料、賃金所得を取得したことがあり、または、累計予備納税法により連続的な労務報酬所得の個人所得税を予納した納税者は含まれない。納税者が入社する前に一時的に労務報酬、原稿料、特許権使用料を取得した場合、影響を受けない。

- 2、居住者が前納税年度に同一企業で就職し、かつ前年度の給与・賃金収入が6万円を超えない場合は、当納税年度の控除費用累計額は1月から年間の6万円に基づき計算する。

Q3：大連市の住宅積立金関連の政策変更に伴う対応

質問：

2020年4月1日から、大連市人民政府は大連市企業の新規従業員の住宅貨幣補助金に関する問題について最新の指示を公布した。企業は自社の経営状況をふまえて、納付比率等を自主的に確定することができる。大連市住宅積立金政策の変化は企業にどのような影響を与えるか。

回答：

法規：

- 「住宅貨幣補助金の徴収停止に関する通知」には、「2020年4月1日より、大連市住宅積立金管理センターは大連市企業の住宅貨幣補助金の徴収を停止する。積立金システムにおける補助金機能は当日から閉鎖される。」と規定されている。
- 「大連市人民政府弁公室大連市企業の新規従業員の住宅貨幣補助金の更なる規範化に関する通知」（大政弁発【2020】13号）には、以下のとおりに規定されている。
 - 一、 企業は、住宅積立金制度を確立した上、経営状況をふまえて、新規従業員の住宅貨幣補助金の実施方案を策定し、納付比率、支給方法および預入形式等を自主的に確定し、従業員代表大会あるいは株主代表大会が決議したあと実施する。
 - 二、 政府は企業の住宅貨幣補助金に関して、徴収機関を指定せず、企業は住宅貨幣補助金を直接に新規従業員個人に支給し、個人が住宅貨幣補助金を納付する必要がない。個人所得税にかかわる事項は国家税法法規の関連規定に従って実施する。

大連市の実務および企業の対応：

2020年4月1日より、大連市住宅積立金管理センターは大連市企業の住宅貨幣補助金の徴収を停止した。

一部の企業、特に開発区にある企業は上記の積立金政策の変化から影響を受ける可能性がある。企業は以下に関して対応を検討することができる。

- 一、 企業管理層は、2020年4月の給与支給日または積立金納付日（いずれか早い方）までに、早急に会社の住宅積立金補助案を制定または改訂し、従業員代表大

会または株主代表大会の検討・決議を経て実施する。会社は住宅貨幣補助金を直接に従業員に支給する場合、当該住宅貨幣補助金は新しい優遇政策が公布されるまでには、従業員給与賃金に加算して個人所得税を納付しなければならない。

- 二、住宅貨幣補助金政策の変化は、従業員の2020年度の平均賃金に影響を与え、さらに従業員将来の社会保険納付基数にも影響を与え、企業は注意および総合的な考慮が必要である。

Q4：小規模納税者および一般納税者の選択および優遇税制

質問：

当社は新しく設立された企業であり、増値税の納税者登録をする際に、小規模納税者として登録するか、それとも一般納税者として登録するかについてどのように選定すべきか。小規模納税者または一般納税者を選定した後、今後変更できるか。

回答：

法規：

- 「財政部 税務総局 増値税の小規模納税者認定基準の統一に関する通達」（財税〔2018〕33号）には、「一、増値税の小規模納税者基準は年間増値税課税売上高500万元およびそれ以下とする。」と規定されている。
- 「中華人民共和国増値税暫定条例実施細則（2011年改訂）」（中華人民共和国財政部令第65号）には、「第29条 年間課税売上高が小規模納税者認定基準を超えるその他個人は、小規模納税者として納税する。非企業単位、課税行為が経常的に発生しない企業は、小規模納税者として納税することを選択できる。
- 「増値税一般納税者登記管理弁法」（国家税務総局令第43号）には、「第2条、増値税納税者（以下「納税者」）は、年間課税売上高が財政部、国家税務総局に規定されている小規模納税者認定基準（以下「規定基準」）を超過した場合、本弁法第4条規定の場合を除き、所轄税務当局に一般納税者登録を行わなければならない。第3条、年間課税売上高が規定基準を超過していない納税者は、会計計算が健全であり、税務資料を提供可能な場合、所轄税務当局に一般納税者登記を行うことができる。本弁法にいう「会計計算が健全である」とは、国家統一の会計制度の規定に基づき帳簿を設置し、合法的、有効な証憑に基づき計算することができることを指す。」と規定されている。
- 「国家税務総局 中古車の経営販売等の若干増値税徴収管理問題を明確化することに関する公告」（国家税務総局公告2020年第9号）には、「六、一般納税者は下記の条件に満たす場合、2020年12月31日までに小規模納税者に変更登録

することを選択できる。一般納税者が変更登録をする前に、連続12カ月（1カ月を一納税期とする）または連続4四半期（1四半期を1納税期とする）の累計売上高が500万円を超えないこと。一般納税者が小規模納税者に変更登録をするその他の事項について、「国家税務総局 小規模納税者認定基準の統一等若干の増値税問題に関する公告」（2018年第18号）、「国家税務総局 小規模納税者認定基準の統一輸出税還付（免除）問題に関する公告」（2018年第20号）の関連規定に基づき実施する。

- 2019年1月1日より実施された「財政部 税務総局による小型微型企業の一般的税収減免優遇政策の実施に関する通知」（財税〔2019〕13号）には、「一、月次売上高が10万円以下（10万円を含む）の増値税小規模納税者に対し、増値税を免除する。」と規定されている。
- 「国家税務総局 小規模納税者の増値税免除政策に関する徴収管理問題に関する公告」（2019年第4号）の規定には、「一、小規模納税者に増値税課税販売行為が発生し、月次売上高が10万円以下（一四半期を一納税期間とする場合、四半期売上高が30万円以下）の増値税小規模納税者に対し、増値税を免除する。小規模納税者に増値税課税販売行為が発生し、月次売上高が10万円を超えたが、当期に発生した不動産販売の売上高を控除した後に10万円以下の場合、その貨物・労務・サービス・無形資産を販売して取得した売上高に対し、増値税を免除する。」と規定されている。
- 「増値税改革関連政策の深化に関する公告」（財政部 税務総局 税関総署公告2019年第39号 以下「39号公告」）には、「七、2019年4月1日から2021年12月31日まで、生産・生活性サービス業の納税者が当期の控除可能仕入税額に10%を加算し、納税額から控除することを認める（以下「加算控除政策」）。」と規定されている。また、「生活性サービス業増値税加計控除政策の明確化に関する公告」（財政部・税務総局公告2019年第87号、以下「87号公告」）には、「一、2019年10月1日から2021年12月31日まで、生活性サービス業納税者が当期控除可能な仕入税額に基づき15%加算し、課税額を控除することを認める（以下「加計15%控除政策」）。」と規定されている。

実務：

増値税一般納税者と小規模納税者の違いは下記のとおりである。

項目	一般納税者	小規模納税者
認定基準	年間売上高が 500 万人民元を超えている。 固定の生産経営場所がある。 中国の統一した会計制度の規定に基づき、帳簿を設置することができる。 合法・有効な証憑に基づき計算し、正確な税務資料を提供できる。	年間増値税売上高 500 万人民元およびそれ以下。
税率または徴収率	13%、9%、6%	3%
発票の使用	増値税専用発票を発行することができ、普通発票を発行することもでき、取得した増値税専用発票は控除に使用することができる。	増値税専用発票を発行することができず、普通発票のみを発行できる。増値税専用発票を発行する必要がある場合、税務局より代理発行を行われる必要がある。（一部業種の小規模納税者は自ら専用発票を発行することができる。）
租税政策	毎月申告する。 39 号公告または 87 号公告に該当する一般納税者は、当期の控除可能仕入税額に 10%または 15%を加算して納税額から控除することを認める。	一般的に各四半期ごとに申告する。 毎月の売上高が 10 万円を超えない場合、或いは四半期の売上高が 30 万円を超えない場合、増値税を免除する。

また、増値税の一般納税者または小規模納税者を選択する際に、上記法規に要求される基準のほか、企業が自ら選択できる場合、企業は企業の規模、買い手が発票に関する要求、仕入増値税の控除状況、所属業界の税率およびそれぞれ適用可能な関連税収優遇などの面から分析することができる。例えば、企業規模が小さく、毎月の売上高が 10 万人民元以下である場合、通常小規模納税者を選択し、増値税免除の優遇政策を適用する。企業の仕入増値税税額が比較的大きく、かつ仕入増値税税額が加算控除できる業界に属する場合、一般納税者の申請を考慮することができる。

通常、小規模納税者から増値税一般納税者への変更申請ができるが、一般納税者から小規模納税者への変更はできない。ただし、中国の「減税・減費」という背景においては、財税[2018]33 号および国家税務総局公告 2020 年第 9 号の規定に基づき、一定期間において、一般納税者から小規模納税者への変更について、現在有効な法規では 2020 年末までである。

Q5:企業所得税申告表の変更による 2020 年度(2020 年 1~12 月)の企業所得税確定申告への影響

質問：

2020 年度の新しい企業所得税年度確定申告表は過年度と比べてどのような変更があるか。2020 年度の企業所得税確定申告を行う際に、留意事項は何か。

回答：

法規：

- 2020 年 1 月 1 日より実施された「国家税務総局 企業所得税年度納税申告表の改訂に関する公告」（国家税務総局公告 2020 年第 24 号）は、「中華人民共和國企業所得税年度納税申告表（A 類、2017 年版）」の一部の表および記入説明について改訂をした。

大連市の実務：

今回の改訂は、2020 年度および後年度の企業所得税確定申告に適用され、遡及調整をしない。納税者が以前年度の税務事項を調整する場合は、対応年度の企業所得税納税申告表の関連規定に基づき調整する。2020 年 1 月 1 日より、企業所得税年度納税申告表の表単様式およびその記入説明を変更した。そのうち、11 枚の表が変更され、2 枚の表の記入説明を改訂された。主な改訂内容は下記のとおりである。

表	主な改訂内容
「所得減免優遇明細表」 (A107020)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 財政部税務総局〔2020〕45号の規定に基づき、「線幅が28ナノメートル未満(含む)の集積回路生産に関して企業所得税を減免する」項目を新たに追加した。 ✓ 財税〔2020〕61号の規定に基づき、第10行から第12行までの「四、条件に合致する技術譲渡」の記入・報告規則を修正した。
「減免所得税優遇明細表」 (A107040)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 財政部 税務総局 発展改革委員会 工業および情報化部公告 2020年第45号の規定に基づき、新規追加された第28.4行「国家奨励の集積回路およびソフトウェア企業の企業所得税減免政策」および下行は、集積回路およびソフトウェア企業所得税優遇政策の記入・報告に適用する。 ✓ 財税〔2020〕63号の規定に基づき、第32行「条件に合致する会社型ベンチャーキャピタル企業が年末の個人株主持株比率に基づき企業所得税を減免する」が新規追加され、会社型ベンチャーキャピタル企業の所得税優遇政策の記入・報告に適用する。

表	主な改訂内容
「ソフトウェア、集積回路企業優遇状況および明細表」 (A107042)	✓ 納税者の記入・報告負担を軽減するために、表は全面的に簡素化された。データ項目は 22 項目から 11 項目に削減され、納税者は関連政策規定に基づき、相応のデータ項目を選択して記入・報告することができる。

Q6：増値税専用発票の電子化に伴う対応

質問：

中国全土で行われている増値税専用発票の電子化について、簡単に紹介してほしい。

回答：

法規：

- 「国家税務総局 新設納税者に対する増値税専用発票の電子化の実行に関する公告」（国家税務総局公告 2020 年第 22 号）には、「一、2020 年 12 月 21 日より、天津、河北、上海、江蘇、浙江、安徽、広東、重慶、四川、寧波、深センなど 11 地区における新設納税者に対し増値税専用発票の電子化を実行し、発票取得対象者の範囲は全国とする。そのうち、寧波・石家荘および杭州等の 3 地区をパイロットとして、増値税電子専用発票（以下「電子専票」）の発票取得対象者の範囲を全国に拡大する。2021 年 1 月 21 日より、北京、山西、内モンゴル、遼寧、吉林、黒竜江、福建、江西、山東、河南、湖北、湖南、広西、海南、貴州、雲南、チベット、甘肅、青海、寧夏、新疆、大連、厦門、青島など 25 地区における新設納税者に対し増値税専用発票の電子化を実行し、発票取得対象者の範囲は全国とする。六、納税者が増値税専用発票を発行する際、電子増値税専用発票を発行することも、紙製の増値税専用発票を発行することも可能である。発票受領者が紙製の増値税専用発票を要求する場合は、発票発行者は紙製の発票を発行しなければならない。」と規定されている。

大連市の実務：

大連市は増値税専用票の電子化プロジェクト第 2 段階で実施する都市であり、2021 年 1 月 21 日より新設納税者に対し、増値税発票の電子化を実施する。現在、電子発票と紙製発票は併存している。

- 電子専用発票は紙製専用発票と比べ、発票様式を簡素化され、発票専用印鑑が廃止された。
- 税務機関は新規納税者に無料で税務 UKey を発行する。

3. 税務機関は電子増値税専用発票と紙製増値税専用発票の合計数に基づき、納税者の増値税専用発票の受領数量を査定する。電子増値税専用発票と紙製増値税専用発票（増値税専用システム）の最高発行限度額は一致しなければならない。
4. 専用発票の電子化を実行する新規納税者は税務 UKey を受領した後、電子専用発票を発行することも、紙製専用発票を発行することもできる。一部の発票受領者は自身の管理上の必要により、紙製専用発票を使用する必要がある可能性があり、発票受領者の権益を保障するために、紙製専用発票を要求する場合に、発票発行者は紙製発票を発行しなければならない。
5. 専用発票の電子化を実行する新規納税者は税務 UKey を受領し、対応の発票種類を査定した後、増値税紙製普通発票・増値税電子普通発票・増値税紙製専用発票・増値税電子専用発票・紙製自動車販売統一発票および紙製中古車販売統一発票を発行することができる。
6. 納税者が電子専用発票を発行した後、返品・発行ミス・課税サービス中止・販売割引等の状況が発生した場合は、赤字の電子専用発票を発行することができる。
7. 納税者は電子メール・二次元コード等の方式により、電子専用発票を受領者に遠隔交付することができる。
8. 発票受領者は、既に発行された電子専用発票を紛失または毀損した場合、発票コード・発票番号・発行日・発行金額（税金を含まない）等の情報に基づき、国家税務総局増値税発票検証プラットフォームで査定された後、電子専用発票をダウンロードすることができる。

Q7：コロナ禍における税制優遇策

質問：

当社は主に生活ごみの清掃運送業務に従事している。新型コロナウイルスの流行期間において、どのような増値税優遇政策を享受することができるか。

回答：

法規：

- 「財政部 税務総局 新型コロナウイルス感染症の防止・抑制へのサポートに係る課税政策に関する公告」（財政部 税務総局公告 2020 年第 8 号）には、「五、納税者が提供する公共交通・運輸サービス、生活サービスおよび住民に生活必需品を集荷・配達するサービスに関する収入については増値税を免除する。公共交通運輸サービスの具体的な範囲は「営業税に代えて増値税を徴収する試験に関する事項の規定」（財税[2016]36 号印刷・公布）に基づいて実行する。生活サービス、集荷・配達サービスの具体的な範囲は「販売サービス・無形資産・不動産注釈」財税[2016]36 号印刷・公布に基づいて実行する。」と規定されている。

- 「財政部 税務総局 営業税を増値税に改めるパイロットプログラムの全面的推進に関する通知」(財税[2016]36号)の添付「販売サービス・無形資産・不動産注釈」第一条第(七)項第5項目には、「住民日常サービスとは、主に住民個人およびその家庭の日常生活ニーズを満たすために提供するサービスを指し、都市景観市政管理、家政、結婚式、養老、葬儀、介護および看護、救助救済、美容整髪、マッサージ、サウナ、酸素バー、ペディキュア、入浴、洗濯、写真拡大印刷等のサービスを含む。」と規定されている。

大連市の実務：

上記法規に基づき、企業が経営する生活ごみ清掃運送業務は住民の日常サービスに属し、財政部・税務総局公告 2020 年第 8 号の規定に基づき、新型コロナウイルスの流行期間において増値税免除の優遇政策を享受することができる。